

丸投げ排除は、税金のムダをなくす

権認否表の中に大東建設がこの工事を丸投げした住碓開発工事（株）への債権4936万4681円が、含まれていました。（丸投げした相手への支払いが上記の額残っていたということ）この未払い代金は、元請けである高原組から大東建設への丸投げ代の内4940万250円が大東へ未払いであったことによって生じたもの。そこで、大東建設の破産管財人は、本来高原組から大東建設に支払われるべき約5000万円を回収するため、座間市が他の工事で高原組への工事代金の支払いが終わっていない分から回収しようとして、横浜地裁へ差し押さえ申請を提出、地裁が差し押さえ命令を出したことによって、事件が表面化したわけです。

丸投げを認めようとしない市当局

差し押さえ命令を突きつけられた市は、元請けである高原組を2週間の指名停止処分を行いました。しかし、この処分は、指名停止の期間としては、最も軽いものです。その理由を6月議会で質問したところ、市は、「高原組は、大東建設に下請けを出したことを市に届けていない。だから契約違反として処分をした。届けられていれば問題はない」「高原組は、丸投げではない。この工事にあたって現場管理者を配置し、独自の施工工事も行っている」（安川助役）として、あくまでも丸投げ業者をかばう姿勢です。

しかし、こうした市当局の「論理」は、その後の総務常任委員会での私の追及で破綻しつつあります。市当局は、まず、大東建設が全く工事をせずに、第2次下請けへ丸投げしたことを認めざるを得なくなりました。さらに、高原組が市へ提出している工事見積書の開示を求めたところ、出されてきた見積書では、「独自施工した」とされる工事や現場管理費などの総額は、1574万3347円。高原組は大東建設へ受注額の94.32%で丸投げしているわけですから、高原組の取り分は、481万円。では、どうしてこの額で1574万円分の工事ができるのか？高原組は多額の赤字を出しながら大東建設との下請け契約を結んだのか？という追及に市当局は答えられなくなってしまいました。

丸投げを排除すれば、更に工事価格＝税金を節約することができる

施工能力のない業者が公共工事を受注し、丸投げをするといった実態は、全国的に見ても建設業界の一般的特徴となっています。例えば、舗装工事を例にとるならば、許可業者は、1966年には479社にすぎなかったものが、1997年には76984社、実に160倍に膨れ上がっています。このような業者が雨後の竹の子のようにあらわれた理由は、「地元業者である」というだけで公共工事の受注機会が保障されるようになったことが最大の原因です。

これらの業者は、厳密には工事業者と言うべきものではなく、ブローカーにすぎないのであって、専門工事業者に丸投げすることによって、マージンをいわばアブク銭のように稼ぐわけです。逆に言えば、丸投げが行われず、現実には施工能力がある業者と直接契約すれば、マージンが上乘せされた工事価格が下がるのは当然であり、ムダな税金の支出をなくすことができるわけです。